

会報 ながの

第205号
平成31年冬



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『西宮神社の初えびす（長野市岩石町）』

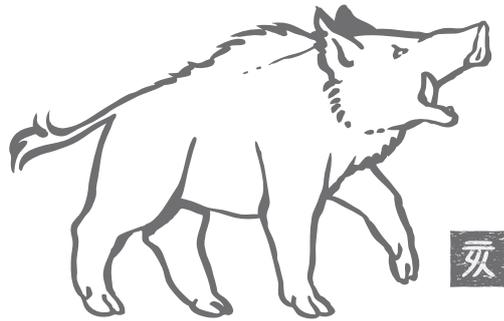
西宮神社のご祭神は恵比寿様です。毎年11月のえびす講花火大会で有名な神社ですが、年明け1月の初えびすには「お種銭」を求めて多くの方が集まります。（右上の写真）

恵比寿様は商売繁昌の大神ですので、皆様もご利益にあずかってはいかかでしょうか。

（会報編集委員長 品田尚志）

迎春

平成31年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	松 本 誠 吾
副 会 長 (総務部・財務部担当)	金 田 政 孝
副 会 長 (業務研修部担当)	伊 藤 正 彦
副 会 長 (広報部担当)	成 田 俊 雄
副 会 長 (社会事業部担当)	中 塚 憲
理 事 (総務部長)	堀 内 正 敏
理 事 (業務研修部長)	平 井 克 尚
理 事 (広報部長)	松 永 宏 樹
理 事 (社会事業部長)	田 口 正 幸
理 事 (総務)	清 野 康 雄
理 事 (総務)	鈴 木 良 介
理 事 (業務研修)	吉 澤 博
理 事 (業務研修)	清 住 利 男
理 事 (業務研修)	三 原 雅
理 事 (広報)	鎌 倉 聖
理 事 (社会事業 (兼) 財務)	清 水 泰 之
理 事 (社会事業)	久 保 智 則
理 事 (社会事業)	小 林 信 吾
理 事 (社会事業)	中 坪 秀 次



新年のご挨拶

会長 松本 誠吾

皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本会活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

年頭にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

さて、役員終盤を迎え、最終コーナーを過ぎ、中継地点でのたすきを渡す準備を迎えています。本局、本会合同の「筆界特定・境界ADR合同相談会」も順調に継続され、成果を上げており他会からも評価を頂いて居り有り難く、運営に携わっておりますセンター役員の皆様には深く感謝申し上げます。本年1月末で筆界特定制度における土地家屋調査士の筆界調査委員としての活動も13年となり、制度の定着を実感しております。

本年度は3月5日に本局が、東北信の筆界調査委員を対象にした事務打合会を予定しており「意見書作成の留意事項」の研修も予定され、土地家屋調査士の司法上の文章力アップを期待されていることを受け留めております。また、認定調査士特別研修は13回目を迎えました。本会には裁判外紛争解決手続（ADR）「境界問題解決支援センター長野」が平成20年3月開設、平成21年12月には認証を受け開設して11年となります。しかしながら認定調査士、ADRセンターと、隣接法律専門職を発揮できる場所も整いながらも今だ活用度は薄いと感じはしますが、長野県弁護士会のご指導の下、日日の解決能力の研鑽の積み重ねは武士道にも思え、中長期を見据えると人口減少の備えとして、いずれは目に見えてくる境界問題の予防司法として発揮できるものと観ております。

空き家問題、所有者不明土地問題においては登記制度の必要性、重要性を長野地方法務局のもと長野県司法書士会と連携をとり、啓発活動に努めたく思います。進められている三者共有の「未来に続く相続登記～相続登記促進に向けて」の活動は行政機関とも連携をはかり、市民の皆様にも広がることを願っています。長野地方法務局、長野県弁護士会、長野県司法書士会各位には引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年度事業計画大綱には土地所有者の不明化への問題視、空家問題対策に関する活動を挙げ、意識した活動を行ってきました。会員各位におかれましては市町村に置かれる空き家問題相談員にも着々と就任されており大変ありがたく思っております。

まだ、土地家屋調査士の存在感を得るには到っていませんが、財産であり不動産の最終は登記が関わり、登記が成されることです。地域の不動産登記の知恵袋として活躍を期待してい

ます。また昨今、各支部長、支部役員の皆様には行政機関との協議も増えているものと察しますが、経験則が必要とされる証、制度を支える若手土地家屋調査士育成同様、行政職員からの境界問題の相談対応、不動産登記の啓発にも引き続きご尽力頂きますようよろしくお願いいたします。

長野市内で法14条登記所備付地図作成作業が本年も引き続き公益社団法人県公嘱協会を受託し、作業が行われております。現在も早朝より氷点下の中、基準点設置作業を黙々と行っておられる皆様には頭が下がります。本当にご苦労様です。

空き家は空き家予備軍の多さも目立っています。法務局との合同作業であることから空き家所有者の所在、相続人の所在の探索力も深く可能で、筆界未定、ADR対応等の相談にも長け、市町政機関との連携が成されていることから市民には信頼されている政策です。土地家屋調査士にとっては多岐に係わり法務局、行政機関と問題解決を共有できる優れた現場です。本会の限られた人員で熟すには限界はありますが、土地家屋調査士制度の原点ともいえる当業務だけは特別に使命感を昂揚させ、アイディアを駆使して、地元の土地を守るべく本会会員における作業が継続できることを望んでいます。

引き続き環境の変化への対応、会員数の減少に耐えうる組織体制、役員構成、支部の在り方については、本会と支部との連携を深め、現在の対処、ならびに中長期的な将来を見据え、共有して話し合う事が一番堅実な組織を構築するものと考えています。

2018骨太の方針、働き方改革政策を発信しています。自己にも云える自分のことは自分で守るにはあらゆる面での教養が必要です。社会に受け入れられる土地家屋調査士で存在するには制度の本質を理解し、深い専門性の知識を身につけていなければなりません。

2月1日には念願だった長野地方法務局、長野県司法書士会、本会三者共催でのシンポジウム『所有者不明土地問題を考える！』未来に繋ぐ相続登記～相続登記の促進に向けてを開催しました。新しく「所有者不明土地利用の円滑化等に関する特別措置法」通称特措法、また、表題部における「変則型登記がされている土地の解消」という言葉が出てきました。我々の法的分野は民法が基本です。

その手続き法となる不動産登記法、土地家屋調査士法を基に関係法令を業務に反映させ、教養を滲ませる土地家屋調査士像を目指し、皆様と共に達成感に導かれることを祈念し、新年のご挨拶と致します。



新年の御挨拶

長野地方法務局長 本 田 法 夫

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、御家族おそろいで健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

年の初めに当たり、平素から当局が行う法務行政に対しまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

さて、近時、いわゆる所有者不明土地問題が取り上げられ、平成27年度以降、各種検討会等においてその対応が検討・議論されてきたところです。

その要因の一つとして、相続登記が未了のまま放置されていることが指摘されていることから、法務省民事局と当局におきましては、皆様の御協力を賜りながら、平成28年度には、長野県土地家屋調査士連合会及び長野県司法書士連合会との三者連名の相続登記促進に関するリーフレットを作成し、市町村窓口への備え付けを行いました。また、平成29年5月には、「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、さらに、平成30年4月1日から、相続税の申告等にも活用可能とするため、相続人の続柄や被相続人の最後の本籍地も記載できるよう改正され、利用範囲が広がりました。

本制度につきましては、申出代理人である皆様方の御協力もあり、おおむね順調に運用がされてきているところです。

また、昨年6月6日、長期間相続登記が未了

の土地を解消するための措置等を規定した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が可決・成立し、昨年11月15日から施行されました。同法律においては、公共の利益となる事業区域の土地について、登記官が長期間にわたり相続登記がされていない土地の法定相続人を調査し、職権で所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨を所有権の登記に付記するとともに、必要に応じ、土地の所有権の登記名義人になり得る者に対して相続登記の申請を勧告するものとされました。

皆様におかれましても、所有者不明土地問題の解消に向けた相続登記の促進の取組について、引き続き、御協力をお願いいたします。

一方で、権利の主体である所有者が判明したとしても、権利の客体が明らかでなければ、不動産取引の安全や公共事業の円滑な推進を図ることはできません。昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「『未来投資戦略』2018」において「登記所備付地図の整備」等が明記されるなど、登記所備付地図の整備の重要性はますます高まっております。法務省民事局・法務局においては、平成27年度に策定した「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」の三本柱に基づき、平成31年度も、全国の法務局において、

登記所備付地図作成作業に取り組んでまいります。

当局におきましては、本年度は、長野市吉田、稲田及び徳間の各地区などにおいて地図作成2年目作業を実施し、会員の皆様の御協力により、昨年未までに一筆地測量の結果を縦覧に供することができました。会員の皆様には、唯一「筆界の認定」を行うことができる資格者として、地図作成作業の中心的な役割を担い作業に当たっていただいておりますことに対し、感謝申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いいたします。

さらに、筆界特定制度におきましては、制度発足から今年で13年目を迎え、昨年12月10日現在、当局全体で229件383手続の申請がされております。

会員の皆様には、筆界調査委員や申請代理人として、多大な御協力をいただいていることに対し感謝申し上げますとともに、本年も利用者である国民の皆様からの信頼と期待に応えるべく筆界特定制度の適正迅速な処理を目指して参りますので、引き続き、制度の更なる推進のため御協力をお願いいたします。

一方、行政サービス推進の一環として開催している「全国一斉！法務局休日相談所」は、昨年10月7日（日）、貴会から1名の会員を派遣していただき、長野市会場（本局）で開催し、国民の皆様から好評を得たところです。改めまして感謝申し上げます。

また、法務局が重要施策として推進しております「オンライン登記申請の利用促進」につきましましては、貴会と改善点等を協議させていただくとともに、皆様の御協力をいただいていることに対し感謝申し上げます。今後も利用しやすい環境作りと利用促進に取り組んでまいります

ので、更なる御支援と御協力をお願いいたします。

当局は、「信頼され進展する法務局」を目指して取り組んでおり、今後とも、法務局の果たすべき役割を自覚し、様々な施策を更に進めるとともに、行政サービスの更なる向上に力を尽くしてまいりますので、引き続き、貴会及び貴会員の皆様の変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、新たな年が、貴会並びに貴会員の皆様にとりまして、健康で充実した年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



新年のご挨拶

長野県司法書士会長 室 賀 真喜男

長野県土地家屋調査士会の会員の皆様、新年おめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

平素は、当会の事業執行にあたりまして、格別のご支援ご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げますと共に、この度は貴会の会報に年頭のご挨拶の機会を頂戴いたしましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、本年も昨年引き続き、法務局と土地家屋調査士会と司法書士会の三者間の合同連絡会を開催することができました。

三者間では、平成27年から「未来につなぐ相続登記」をキャッチフレーズとして「相続登記の促進」を広報してまいりましたが、それを更に推し進めるために、昨年合同連絡会の折に、三者間で県内市町村及び県民に対する相談会やシンポジウムの開催等を行ったかどうか、というご提案をさせていただいたところ、前向きな協議がなされたことを受けて、漸く本年2月1日に長野県松本文化会館において、「所有者不明土地問題を考える！」と題したシンポジウムを開催する運びとなった訳です。

基調講演は、東京財団政策研究所の吉原祥子様をお迎えして行いますので、会員の皆様の大勢のご参加をお待ちしております。

松本貴会会長をはじめ、貴会の皆様のお力添えに深く感謝申し上げますと共に、成功裡に運営できますよう、引き続きご協力をお願いいた

します。

また、昨年も豪雨災害や北海道胆振東部地震等で甚大なる被害がもたらされましたが、県内においても、いつまた災害が起こるか分かりませんので、いざという時のために備えて、災害時における相談事業の連携に関する協定が活かされるよう三者の執行部としては毎年確認をしていきたいところでありますし、会員の皆様には、相談員としての積極的なプロボノ活動が期待される所ですありますので、宜しく願いいたします。

貴会と当会とは、法務行政の円滑化を図り、両会の会員が安心して業務ができる環境を構築し、連携を密にしながら我々の制度の維持・発展に繋げていけるよう今後とも何卒宜しく願いいたします。

最後に、貴会の今後ますますのご発展と貴会会員の皆様のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

シンポジウム「所有者不明土地問題を考える！」 開催のご報告

広報部長 松 永 宏 樹

平成31年2月1日（金）に松本市キッセイ文化ホールでシンポジウム「所有者不明土地問題を考える！」が開催されました。

このシンポジウムは長野地方法務局、長野県司法書士会、長野県土地家屋調査士会の共催で長野県に後援を頂き開催されました。

第一部では東京財団政策研究所 研究員兼政策オフィサーの吉原祥子先生から「所有者不明土地問題の解消を目指して」についての基調講演を頂き、第二部では「未来につなぐ相続登記～相続登記の促進に向けて～」と題したパネルディスカッションがおこなわれました。

第一部では吉原先生より「所有者不明土地問題の解消を目指して」と題して所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を中心に、この法案の概要、なぜこの法案が必要となったのかについて、その成立から現在の問題点などについて、最新の研究結果を基にご講演を頂きました。この中で「骨太の方針2018」について2020年までに必要な制度改正を目指すなかで、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、地籍調査を円滑かつ迅速に進める為の措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させる為の仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組みについて検討されているとの解説があり、我々土地家屋調査士にも大きな変革期が訪れている事を感じさせられました。

第二部はパネリストに長野県建設部建設政策課課長補佐池田恵一様、長野地方法務局首席登記官穂坂浩一様、長野地方法務局統括登記官清水美知男様、そして長野県土地家屋調査士会長松本誠吾、コメンテーターとして吉原先生をお招きし、長野県司法書士会長室賀真喜男様のコーディネイトによりおこなわれました。

今回のパネルディスカッションは平成30年に施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」、「長期相続未了土地の解消作業」、「変則型登記がなされている土地の解消」など最新の資料に基づいて、それぞれの取り組みについて活発な議論が交わされました。

日本が直面する少子化・超高齢化社会については特効薬が無い中、最新の情報を交えながらおこなわれたこのシンポジウムは、我々は今後さらに国民のために役に立つことができる事を知ることができた貴重な機会となりました。



新春特集 誌上インタビュー

年男・年女 に聞く



今年、年男・年女を迎えられた会員の皆様に寄稿いただきました。

長野支部 山口 高 男

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

長野地方法務局主催の土地家屋調査士受験研修会があり、参加したことが動機です。

(2) 思い出に残っている仕事は？

昭和40年初頭、傾斜地のリンゴ畑を60区画ほど、宅地造成をしたこと。

平板測量での分筆登記でしたが、今日の測量と誤差が無いことが良かった。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

今年猪年。しかし、猪突猛進は遠のいて来た。めでたい年ではあるが、農家にとってはどうか。

編集担当の方には、大変なことではあります。各支部等の活動をしらせるため努力していただきたい。

伊那支部 佐藤 昭

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

勤め人で居ることが嫌になったとき、自分の中でもいくらか自信のある測量の技術を生かそうと思い試験を受けました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

地積更正登記を依頼されたけれども農地解放と土地改良との接点がそれらの処理不備のため登記申請に伴って公図を2枚作成したことが思い出になっています。その後の分筆がキャンセルになって満足に報酬を戴けなかったことも強烈に覚えています。

(3) あなたの趣味は？

体調を崩してからは、何事もやる気をなくして余計なことをしません。音楽を聴きながら仕事をする為にオーディオを自作することが趣味といえば趣味ですが、仕事に関連しています。

(4) あなたの健康法は？

自治会の役員をやらされたときに始めた年寄り向けの体操を、近所の人たちと一緒に役員任期が終わっても続けています。仕事の無いときは寝る事にしています。

(5) 調査士会、その他ご意見は？

今と同じように今後も真摯に会報編集に取り組んでいただければ有り難いです。

飯田支部 鎌倉 聖

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

当初は鉄道運転手（当時の国鉄・私鉄問わず）が希望でした。しかし就職に際し当時は視力の規定があり、一定の視力が必要で、それを満たしていなかった為やむなく断念したような次第で、結局長男であったこともあり父の仕事（調査士）を継ぐということになりました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

かなり以前のことです。一筆の借地上の2軒内の一方が建物の建て替えに際し自己の借地範囲での分筆の依頼を受けた時、立会い等通常の業務はスムーズにできたのですが、いざ登記申請の段階で双方の借地人が住所地を理由に分筆後の地番を現地番（枝番付）で、と主張し紛糾。分筆の場合どちらか一方には新枝番が付されてしまう旨説明しても納得頂けず、法務局に相談する案件でもないため、結局地主が間に入り建て替え側（依頼人）の土地は新枝番として、他方側にはそのまま現地番とすることで分筆を完了しましたが、建て替え側は建物の借入・保険等書類の表示も現地番で申し込んでいたためその変更を余儀なくされ不服そうではありました。その後の建物完成時の表題登記も口頭では依頼されていましたが、終ぞその登記依頼はありませんでした。

依頼人サイドから見れば相手方には地番付番については説明せずこちら側を現地番とし

て、相手側には新地番を付せば分筆はできたのですが、相手側は知らない間に地番が変わってしまったということになり、後で苦情が来ることも予想ができましたし、やはりこのような場合でも説明責任を果たすべきで、その結果が例え依頼人の利益に反するものとなったとしてもやむを得ないと考えるべきなのかどうか？…

(3) あなたの趣味は？

鉄道オタクですかね。撮鉄も兼ねますが、基本的には『乗鉄』ってやつ。新幹線には興味はなく、もっぱらSLをはじめレトロ車両或いはイベント列車等を求め昔は全国各地を廻ったものでしたが、最近はあまり行けていません。何しろ『金』と『暇』がありません。

(4) あなたの健康法は？

特にありません。本当は気を付けなければいけない年齢だとは思いますが、医者からは、とにかく痩せなければいけないと言われ、高血圧・高尿酸の薬を処方され飲んではいるのですが、その裏で酒を飲んでいては元の木阿弥ですね。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

会報発行は大変なことと感じてはいたのですが、いざ編集委員をやってみると毎号の原稿依頼から校正作業（各号発行まで3回もやっているとは知りませんでした）まで結構手間が掛かっています。皆様も原稿依頼がありましたら快くご協力の程宜しく願います。

松本支部 高山俊晴

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

ものすごく不純な動機ですが、不動産関係の仕事に従事していた時、某建設会社会長および某建築士の高圧的な態度が頭にきて、こいつら（言葉が悪いですが・・・）を見返すためにと志しました。試験合格、開業しても「よかったね！」程度であまり態度が変わることはありませんでしたが・・・

(2) 思い出に残っている仕事は？

地積測量図と現地が大幅に異なっていたとき。隣接者が自ら申請した地積測量図が存在するにも関わらず、そうじゃないと否定されたとき。隣接地との間に公図上、道もしくは水路が存在しているが現地にその形状が全くないとき。などが印象深いです。

(3) あなたの趣味は？

若い時はとりあえず航空券だけ買って海外に一人で旅することが好きでした。家庭を持つようになってからは全くできませんが、子供たちがもう少し大きくなったらと密かに考えています。

(4) あなたの健康法は？

小さな子供のようなのですが「よく食べ・よく寝て・よく遊ぶ」を心がけています。そのせいか体重が年々増えてきたため筋トレを復活させました。

(5) 調査士会、その他ご意見は？

役員の皆様、いつも大変ありがとうございます。今後とも宜しく願います。

詰将棋

第31回



※解答は59ページにて掲載
(長野支部 北原 匡尚)

【第1図は初期局面】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
一							留			
二								王		
三							馬	桂		
四								香	歩	
五										
六										
七										
八										
九										

▲ 先手 飛銀香二

関東ブロック協議会担当者会同参加報告

「総務担当者会同」に参加しての雑感

副会長（総務部・財務部担当） 金 田 政 孝

昨年11月14日及び15日に土地家屋調査士会館において開催された連合会主催の総務担当者会同に参加してきました。この担当者会同は、全国の単位会の総務担当役員が一堂に会して情報交換の場として開催されたものですが、今回は「綱紀案件に対する対応について」が中心的なテーマでした。

会議の中では幾つかの問題提起がありました。会員数の多い単位会からの問題提起は今までに自分が考えたこともなかった事例に関するものでした。それは、動静が不明な会員の現況を追跡して調査してみたら、重度の病気により長期入院していたり、痴呆状態で老人ホームに入所していたりして、実質的に業務の執行や業務への復帰が困難と評価せざるを得ない事例があったが、会員本人や親族から業務廃止の届出がなされない限り、所属会において退会手続を強制することはできない。調査士名簿に登録されてさえいれば、会員本人は業務に従事できない常況にあっても当該会員名で業務を受託して当該会員の補助者或いは併設している会社組織の従業員により調査士業務が処理されている可能性も否定できない実態があった。当該会員の家族にたどり着くことができず退会届の提出を促す事ができればまだしも、家族にもたどり着けなければ何の対応もできない。このよう

な場合、調査士法第16条による「身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき」に該当するものとして日調連において強制的に登録の取り消しを行うことができないか、というものでした。これに対して連合会は、「このような問題に対する対応としては、登録審査会において、引き続き2年以上業務を行っていないことを理由として登録の取り消しを行っている」とのことでしたが、残念ながら、問題提起した会が懸念している綱紀問題に対する有効な対応策とは言えません。連合会としても主観的な判断が伴うことを一刀両断に決することにはためらいがあるのかもしれませんが、ともあれ、他の会員の誰もが知らないうちに特定の会員が長期入院していたとか、老人ホームに入居していた、などということが起こるのは会員数の多い単位会ゆえの問題かもしれませんが、当会もそれなりに高齢化が進んでいます。提起されたような問題が今後起きないという保証はありません。

昨年9月時の当会の会員数は367名ですが、367という数字が多いか少ないかはともかくとしても、本会において全県下の会員の動静を把握することは困難であることは間違いないと思います。ただ、今回の担当者会同で提起されたこのような問題には対しては、支部長を中心とする支部活動を通じて会員相互の意思疎通をは

かり、近況を把握し合うことにより一定程度の対応は可能ではないかと考えます。また、倫理問題に対する啓発的な活動は勿論、実務能力向上のための研鑽活動も会員同士の顔の見える交流の中から効率的に展開できるのではないのでしょうか。その意味ではきめ細かな活動が可能な支部事業を更に充実させて頂きたいと考えます。

最後に、全国的に見て調査士会等に申し立て

られる苦情案件は増加傾向にあります。そして、苦情申し立ての結末として発せられた懲戒処分事例に目をやれば、そこには調査士として守るべき根本的な秩序を軽視している調査士が少数ながら存在するという残念な現実を目にします。367名の我が会の会員の皆様は間違っても苦情を申し立てられたり、ましてや、懲戒請求を起こされたりといったこととは無縁であって頂きたいと願うばかりです。

平成30年度関東ブロック協議会広報担当者会同に参加して

広報部長 松 永 宏 樹

平成30年11月13日（火）に東京土地家屋調査士会館にて「関東ブロック協議会広報担当者会同」が開催されましたのでご報告いたします。

当日は東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、新潟、そして長野の11都県から各会の広報担当者が集まり、それぞれの会で行っている広報活動について意見交換を行いました。どの会も会員数の減少に直面しており、その対応には苦慮しているようです。長野会も同様ですが、「これをやれば会員が増加する」というような特効薬が無い中、どの会も地道に活動を行うことで、会員の増加に寄与できるよう努力していることが伺えました。

今回の広報担当者会同では10件の議題について協議をしましたが、「メディアを使った広報について」「学生への寄附授業」「無料相談会」「会報について」が主な議題となりました。

「メディアを使った広報」では動画やウェブを使ったCMやホームページの活用について話

し合われました。CMは今年、長野会でも放送しましたので、ご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、静岡会では以前から広報事業には力を入れており、テレビCMも頻繁に流しているそうです。「とちっ かおくちょ～さしっ！」というフレーズを耳にされた方はいらっしゃるのでしょうか？驚いたのですが、静岡では道を歩いている子供が口ずさんだり、居酒屋などで「私は土地家屋調査士です」というと相手の方に「とちっ かおくちょ～さしっ！」の人ですか？と聞き返されたりすることがあるそうです。ちょっと眉唾ですが、私は率直にうらやましく思いました。このCMはYouTubeにアップされていますので、気になる方は「静岡会作成テレビコマーシャル」と検索してみてください。また他の会でもテレビCM以外に駅の待合室で放送したり、バスの中で音声放送を行ったりと試行錯誤が行われています。

ホームページは各会力を入れているところで

すが、最近ではスマートフォン（以下スマホ）からのアクセス数がパソコンからのアクセス数を上回ってきており、スマホで見やすくなるように改良した会が数会ありました。長野会のホームページもスマホから閲覧できるようになっていますが、もう少し見やすくしたいなと思います。

「学生への寄附授業」と「無料相談会」については地域の特性を生かしながら、こちらも各会積極的に行っています。長野会では社会事業部が本年度、上田支部管轄で3校、伊那支部管轄で1校の計4校の中学校の職場体験の受け入れ、また、昨年7月には信州大経法学部において寄附講座「現代職業論」、同大学山代ゼミにおいて「測量実習」がおこなわれました。他会では大学のカリキュラムとして年間を通じて会員を派遣していたり、工業高校への出前講座を行っていたりと、これから土地家屋調査士を目指す人が増えるように何年も前から活動されています。土地家屋調査士は法律と技術の両面から不動産を支えるという特性から、授業を受けた学生からは、なかなか良い反応が得られているそうです。長野会はこの分野では、まだまだこれからという感が否めませんが、他会の経験を活用させてもらいながら、育てていければと思います。

「無料相談会」も各会活発に行っており、その内容は本会主催、支部主催、他士業との合同等様々です。その中、長野会が行っている「土地家屋調査士の行う全国一斉表示登記無料相談会」は、1つのイベントとしての相談者数はかなり多く、誇っても良いイベントに育っている事を実感しました。

最後に「会報について」ですが、全体として発行回数を減らす方向に進んでいます。気に

なったところとして、発行自体を取りやめ、ホームページで会員への通知、イベントの報告等を行っている会があったことです。会報の発行費用は高額な為、それ自体を取りやめることは合理的なことだとは思いますが、私としては冊子のページをめくりながら自分のいる会について知ることは意味のあることだと考えます。これからの時代の流れの中で「会報」については議論される場面もあるかと思いますが、可能な限り継続していければ良いなと思いました。

会議後に設けられた懇親会でも色々な情報交換を行いました。1期2年の2年目という事もあり、だいぶ打ち解けて話をする事が出来てきたと思います。関東方面では、県を跨いで仕事をする事が当たり前になっていると聞くと、長野とはずいぶん違うなと感じますが、会としての取り組み方も同様で、勉強になることが多い1日でした。

今回の会議で得た知識は、これから長野会にフィードバックして、もっと一般の方に注目してもらえるような土地家屋調査士会になるよう努めていきたいと思いますので、これからも会務についてご理解ご協力をお願い致します。

平成30年度関東ブロック協議会 ADR筆界特定担当者会同に参加して

ADR運営委員会委員長 上島孝雄
社会事業部長 田口正幸

平成30年11月13日（日）東京土地家屋調査士会館にて「関東ブロック協議会ADR筆界特定担当者会同」が開催されました。ADR運営委員会委員長上島と社会事業部長田口が参加しました。

各会から総勢22名の担当者が参加し、赤堀一通静岡会会長が座長となり始まりました。内容としては各会の担当部署がまちまちなため回答に苦慮する場面もありましたが、関連の協議事例としては「ADRセンターの広報について」と「筆界特定室との連携」が主な議題となりました。上記2点について長野会の取り組みと各会の活動を報告いたします。

ADRセンターの広報については、長野会においても従来からの課題となっています。予算の制約も考慮しながら有効な方法を模索しているところです。本年度は今まで利用していた3つ折りのリーフレットから、見やすさに重点を置きA4版のリーフレットを作成しました。下記に他会の活動発表を記載します。

千葉会は、ADR法の説明をして、法務局、関係市町村、法テラス、関係士業団体にポスター、リーフレットを置かせてもらっている。内部広報に力を入れて会員のADRに対する知識が増すような活動をしている。

埼玉会は、リーフレットの作成とホームページがある。

静岡会は、法務局にポスター、リーフレットを置かせてもらっている。又毎月1回無料相談会を行っている。

神奈川会は、会員啓発として年2回会員研修にてセンターの説明をしたところ、相談件数が飛躍的に増えた。

東京会は、リーフレットとA4版の利用ガイドを作成し、申立前の事前相談で配って説明している。

新潟会は、路線バスの車内放送でアナウンスをしている。

山梨会は、全市町村の広報誌に広告の掲載依頼をしている。広告掲載の翌月には相談件数が増える傾向がある。

茨城会は、広報活動は10数年前から変わっていない。他会を参考に今後活動したい。

群馬会は、県警本部に筆特とADR無料相談会のリーフレットを各警察署に配ってもらうように依頼し、運営委員が各警察署に説明に出向いた。

栃木会は、警察への広報を継続して行っている。

筆界特定室との連携については、長野会では筆特・ADR連携連絡委員会を設置して年2回ほど法務局筆界特定関係の職員と協議会を行っています。法務局はADRについて、調査士は筆界特定について細かいことを知らないため、

お互いに研修会を企画する予定でいます。また、ADRセンターと筆界特定の両方が記載されているパンフレットも作成し法務局で配布しています。

さらに、長野地方法務局本局では毎月、松本支局では偶数月に1回法務局と認定調査士による合同相談会を行っており相談を受けた境界紛争が筆界特定制度によるべきかADRセンターによるべきかの判断をし、相談者にアドバイスをしています。おかげさまで年間40件ほどの相談があり成果をあげています。下記に他会の活動発表を記載します。

静岡会は、3年前から年1回筆界特定室とADRの合同相談会を行っている。一昨年は日曜日、去年と今年は平日開催した。法務局の会議室で筆界特定の登記官とADR運営委員の各1名で相談を受けた。

千葉会は、筆界特定室と連携は取れているというスタンスである。現在、筆界調査委員が月、水、金の週3回法務局で相談を受けている。そこで、筆界特定かADRかの振り分けをしている。今年の3月に筆界特定からADRへADRから筆界特定へ事件をそのまま移行する話が出ていたが、法務局としては筆界特定の資料には外部に出せない資料があり、ADRは守秘義務で難しい面があり、どこまでの連携をしなければならないのか確認したい。連携の1つとしてはお互いの研修会にお互いの講師を派遣している。せっかく職域拡大で紛争解決に関する相談業務は調査士単独で費用をもらえる業務になったため、無料相談会はあえて行っていない。

栃木会は、年2回の合同相談会を企画している。筆界特定室とADRセンター各2、3人の小委員会で合同相談会について話し合いをしている。法務局としては合同相談会を行ってい

れば連携していると感じられるため、他会はどのような状況か確認したい。また、筆界調査委員は40名程度いるが、毎年退任される方がいるため補充をしている。新しい調査委員に対して法務局へ研修会を打診したが、制度的な分かり切った話だけであったため、過去にうまく行った事例をピックアップしてもらい調査委員が発表した。筆界特定室からの一方的な話より過去の事例報告の方が効果的と感じた。

茨城会は、筆界調査委員は原則として認定調査士にお願いしている。ADRの知識を持った調査士が筆界調査委員をするが、逆に法務局の職員がADR研修会に参加して欲しい。無料相談の相談員についてベテランはすぐに結論を出そうとするため若い会員の方がよいと考えている。

以上のように各々特徴のある活動が発表されました。長野会のADR運営委員会及び筆特・ADR連携連絡委員会も他会の活動を参考に、来年度の事業に生かして行きたいと思っています。

連絡網訓練結果報告

総務部長 堀 内 正 敏

このたび、災害時緊急連絡網訓練を実施しました。今年各支部の役員体制が基本的に昨年と同じであるため、会員の皆様には事前告知せずに実施させていただきました。

各支部長から送付いただいた報告表、意見・感想をここに掲載させていただきます。

さまざまなお意見はあるかと思いますが、「備えあれば憂いなし」の精神で、いつ起こるかも

わからない災害に備えておきたいと考えております。

今回の訓練で戸惑った方がいたとすれば、訓練を行った価値があったかと思えます。

最後になりましたが、支部長、連絡員の皆様にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

平成30年 連絡網訓練結果集計表

①会員より : 11.26 ~ 11.28
②連絡員より : 11.29 ~ 12.3

	長野支部	飯山支部	上田支部	佐久支部	諏訪支部	伊那支部	飯田支部	松本支部	木曾支部	大町支部
会員数	95	13	29	38	36	46	29	66	5	11
①11/28までに会員から連絡有り	60	12	17	35	34	38	23	42	4	11
②12/3までに連絡員より確認	34	1	12	3	2	8	6	24	0	0
③未確認	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	95	13	29	38	36	46	29	66	5	11

意見・感想等

②の内訳 メールを見たが忘れた19人 メールを見なかった8人 何をしたらいいかわからなかった7人 携帯の呼び出し音はなるが出ない人1人 (長野支部)

実際の災害時には役に立たないと思う (長野支部)

支部への協力度の意識調査の指標になると思う (長野支部)

連絡網の「網」をとった名称が良いと思う。学校の連絡網の感覚の人もいるかと思う。(長野支部)

毎年行くと何をすれば良いかの理解が進むと思う。(長野支部)

会員からの意見、要望等は特にありませんでした。

役員体制も昨年と同じであり、スムーズに実施できたと思う。(諏訪支部)

支部が小さいこともあってか全員すぐに連絡が来た (大町支部)

事前通知が無いとこんなものかな (飯田支部)

緊急連絡訓練のメールを確認していたが、連絡せずにいた会員がいた。(松本支部)

第3回Ⅷ系防災会議開催報告

総務部 鈴木 良介

平成30年8月29日（水）、30日（木）の2日間に渡り、静岡県土地家屋調査士会企画による標記会議が開催された。

去る平成26年8月28日、Ⅷ系原点を利用する4単位会（長野、静岡、山梨、新潟）にて災害時の支援協定が締結され、続いて平成28年9月6日、7日、第2回会議にて2年に1度の開催ということが申し送られ、各会の災害対策事業に関する情報・意見交換を足がかりに、土地家屋調査士をとりまく話題を全般に広げ、今後の会務運営の一助となることを目的とし、下記のとおり長野会より松本会長、金田副会長、堀内総務部長及び鈴木が出席をした。



① 静岡市主催 家屋被害認定調査研修会

平成30年8月29日（水） 13:30～16:30
中島浄化センター

(1) 事前講義(被害家屋調査の概要について)
静岡市税務部職員が講師となり、被害認定の流れ、住家の被害程度の区分、調査票の記入等を学んだ。

(2) 実施研修（屋外での被害家屋調査）
災害で被災された住家を模倣した施設を使用して、第1次調査（外部からの調査）、第2次調査（外部と内部の調査）を各班に分かれ
検証した。



(3) 講評・解説

（住家被害認定調査票記入について）
屋外での第1次調査（外部:傾斜、外壁、基礎の状況）と第2次調査（内部:内壁、床の状況）の検証結果と調査票記入例を比較し、損害割合算出の解説を受けた。

② 4単位会災害対策事業への概要報告(抜粋)

平成30年8月30日（木） 9:00～11:30
静岡県土地家屋調査士会館会議室

(1) 静岡会社会事業部 安田部長

- a. 市町の住家被害認定調査、罹災証明書発行窓口と災害時会員の対応方法一覧表が作成され、静岡会と市町との連携が図られている。
- b. 被害認定第1次、第2次調査の演習・研修を各支部担当者が頻繁に受け実力を兼ね備えてきた。
- c. 現場に携帯できる「住家被害認定調査現場必携（第1次調査用）」を作成し、より現場向きにとA4版からA5版にと改訂中である。

- (2) 長野会総務部 堀内部長
- a. 連絡網訓練（年1回の連絡網訓練）→ 支部連絡網の機能確認
 - b. 災害対策マニュアルの策定→災害発生時における各会員の行動指針。
 - c. 長野県災害支援活動士業連絡会→災害時における相談会に関する協定。
 - d. 災害時における法務局・司法書士会・土地家屋調査士会の三者間協定。
- (3) 山梨会総務部 嶋崎部長
- a. ポケット版連絡先を作成中。
 - b. 災害における積立基金の設立。
 - c. 静岡会より講師を派遣してもらい会員・市町村向けの伝達研修の開催。
 - d. 災害についてのシンポジウム開催予定。
- (4) 新潟会社会事業部 西野部長
- a. 地震災害が多いが対策が遅れている、連絡網は構築されている。
 - b. 災害における積立金の開始。

- c. 新潟県、新潟市、長岡市、上越市との協定締結（災害だけではない）。
- d. 新潟県災害対策研修を受講し、会員向けに伝達研修を行う。

以上各会より概要報告がされ、新潟会阿部名誉会長より意見が出された。

東日本大震災の経験を踏まえ、「何を支援すれば良いのか？」と考える。例えば物資が調査士会に届いても会員に行渡らない。飲食物はやがて届き事足りるのだが、移動手段である車を使用するにあたってガソリンが不足すること、そして何よりも「お金」が一番ありがたく必要であること。被災すれば土地家屋調査士として1年以上は仕事がないのが現状で「防災と復興」は別物であり答えを明確にすべきだと切に願う。

防災会議を開催するにあたって、この件に関し各会意見交換することを申し送り閉会となった。

以上

業務研修部からのお知らせ

業務研修部長 平井克尚

いつも業務研修部の活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

業務研修部から報告させていただきます。

先ずは新人研修会の報告です。連合会主催の関東ブロック新人研修会が千葉県幕張にて9月22日から3日間、開催されました。長野会からは3名の新人が受講しました。新人だけではもったいない10コマの内容の濃い講義が行われました。講師役として、連合会研究所研究員の猪飼会員（長野会）も活躍されていました。

長野会主催の新人研修会は11月8日より2日間実施しました。座学と野外研修を2日間に分けた構成で7名の新人が受講しました。野外研修では、過去の先輩達の作成された地積測量図や古い国土調査による14条地図を見る目を養う目的で、平板測量実習を行いました。初めて見る平板の道具や、テープによる距離測定などを体験して、まさに「故きを温(たず)ねて新しきを知る」よい機会になったことと思います。

続いて第2回会員研修会についてです。2月

23日（土）に松本大学で開催いたします。みなさんの多忙な日常業務を考慮して、より出席しやすい研修会としての第1回会員研修会に続く土曜日開催の試みであります。それでは、研修内容の説明をいたします。午前の第1部は「世界測地系による現況図の書き方」として測量研修委員からの一般業務や報告書の素図利用から筆界特定申請、境界鑑定に使える現況図面作成を学ぶ内容です。事前調査として現況測量をきちんとおこない、93条報告書の素図や筆界特定申請での重ね図に利用しよう、という主旨の研修です。午後の第2部は、「ADR運営委員会からの研修」として長野会顧問弁護士の相馬弘昭先生の講師の研修です。第3部は「個人情報保護法について」として、弁護士の寶金敏明先生から、土地家屋調査士としてどのようなところに注意すべきかなどの個人情報保護法への対応についての研修をおこないます。

次に、この会報がお手元に届く頃には、すでに実施終了となっている本会企画の支部伝達研修会についての報告です。昨年度までは、各支部単位で研修担当の方に講師をお願いして、本会で用意した研修資料に基づいて実施していただいた伝達研修会でしたが、今年は形態を変えた研修会となりました。県内10支部を4ブロックに分けた支部ブロック研修として、講師は本会から派遣するというものになりました。「会員減少により合同開催が小規模支部にとってはメリットになるのでは」ということと、「各支部の講師役の方への事前研修を省略することで、支部役員の負担軽減と経費節減にもなりえる」というところです。研修内容は、第1回会員研修会のテーマの再履修として「93条調査報告書の書き方」と「土地家屋調査士の報酬について考える」をそれぞれ応用編として、具体的な事例を交えた内容の研修を行いました。特に報

酬についての研修に関しては、ここ最近研修テーマとして取り上げてなく、また報酬基準が撤廃された現在、会としてどのような意図での研修を行うべきか・・・など、研修資料作成の上でずいぶん悩んだものでした。

最後に、表示登記研究委員会（以下、表・研と記す）について報告です。この表・研は平成25年度以降は、付議問題として取り上げる議題がないということで開催されていませんでした。その代替えとして昨年度は初の試みとして支部・支局毎の意見交換会を実施したわけですが、今年度は、11月29日に法務局の主席登記官以下5名と土地家屋調査士会の業務研修部役員5名との、規模を縮小した形態で表・研を実施するに至りました。

事前に各支部長さんからご提出いただいた付議問題の他、自由に意見を交換し合いました。その中で重要な事項となる問題も審議されましたので、この表・研の成果がまとまりましたら改めてご報告させていただきます。

一昨年5月に新役員としてこの業務研修部を務めさせて頂きましたが、当初いろいろ考えていたことが全うできておりませんが、残りの任期もあと3ヶ月となりました。

常に「会員の皆様にとって必要な事は何か？」を基本と考えて、残りの任期を活動したいと考えておりますので、これからもご協力をよろしくお願いいたします。

広報部より

広報部長 松 永 宏 樹

本年度広報部では7月に「土地家屋調査士の行く全国一斉表示登記無料相談会」を皮切りに、松本楽市楽座への出展、キッズサイエンスの出展協力を主だった事業として執行しました。

本年度は一期二年の二年目という事もあり、本会事業について多少気持の余裕が出てきましたので、土地家屋調査士を幅広く認知してもらいたいという思いから、メディアを通じた広報活動に注力を致しました。

無料相談会においてはSBCラジオ「ラジオJ」という番組内に「土地家屋調査士に聞いてみよう」というコーナーを設けて、アナウンサーとの掛け合いを各回5分、全3回放送しました。出勤の車の中で聞いてもらえるよう放送時間を8:15から行ったところ予想以上の反響があり、「聞いたよ～」という電話やラインが私の元に届き、ラジオによる広報はとても効果があると実感しました。

放送内容についてですが、1回目は土地家屋調査士が普段どのような業務を行っているのか、またどのような相談があるのかについて。2回目は境界立会で起こるトラブルについての原因と対処法について。3回目は所有者不明土地や空き家問題と筆界特定制度についてという内容でおこないました。どの回も時間の制約があり、さわりの部分だけでしたが、土地家屋調査士が普段どのような仕事をしているかは伝わったのではないかと思います。

松本楽市楽座はSBC放送が主催のイベントで、10月13日、14日の2日間に渡って開催されました。主催者の発表では延べ人数60,000人の来場者数ということもあり、県内でも最大規模のイベントです。土地家屋調査士会として出展するのは今回が初めてでしたが、長野支部で行っている「キッズサイエンス」の事業内容を流用する事で2日間滞りなく開催することができました。

こちらは親子で参加するイベントで、地中に埋めた景品（お宝）を親がトータルステーションを覗きながら20～30m先の景品設置地点までトランシーバーで子供を誘導し、子供は反射鏡とシャベルを持って誘導された先でお宝を掘り当てます。半信半疑で土を掘り起こす子供が地中から出てきたお宝を発見した時の表情は何とも言えず、トランシーバー片手に「あったよ

～」と親に見せに走る姿を見て、この子たちの中から将来の土地家屋調査士が生まれて欲しいなど願ってしまいます。そして、はしゃぐのは子供だけではありません。このイベントには「道路で器械を覗いている人は何をやっているの？」という副題を付けてあり、親にはトータルステーションを覗く前に簡単な測定の説明をします。やはり、大人も興味があるようで、トランシーバー越しに夢中で子供を誘導し、子供がお宝を見つけるとストレートに喜んでくれます。中にはもう一度やってみたいからと子供を連れてくる親まで出てくるほどでした。

先述のとおり「松本楽市楽座」はテレビ局が主催していますので、当日の出展とは別にコマーシャルを流す事ができました。長野会はこれまでテレビでのコマーシャル放送をした事はありませんでしたので、これを機会に広告事業者コードを取得し15秒のスポットCMを作成したいと考えましたが、知識も予算ない為、石川会で以前作成されたものを流用させて頂きました。このCMはYou Tubeで配信されており、以前から「分かり易く、印象に残る素晴らしいものだなあ」と思っていたところ、現在、連合会に広報委員として参画している久保理事を通じて、石川会の葛西広報部長に使用許可を頂く事によって実現する事が出来ました。

このCM素材は版元から使用許可を得ていますので、役所窓口のテレビや郵便局等に設置されている電光掲示板での使用が考えられます。せっかく作ったものですので、積極的に使用していきたいと思えます。

キッズサイエンスは今回が4回目という事もあり、1回目から比較すると格段に進化した内容になってきました。TSによる逆トラでの宝探し、GNSSを使用した宝探し、平板での作図体験と1日で行うには十分な内容です。そして毎回、主催者が行うアンケートでは好評価を得ている事を付け加えさせていただきます。

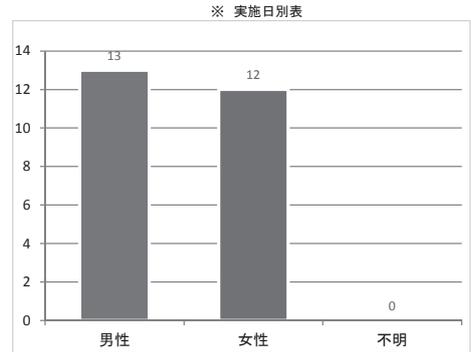
このように、各支部のご協力を頂きながら本年度事業を行えた事を大変うれしく思い、これからこのようなイベントを行ってみたいと考える支部が増えるようにイベントの整理をしているところです。

最後に本年度無料相談会の集計表をお付けいたしますので、ご参照願います。

平成30年度 無料相談会相談内容分析表

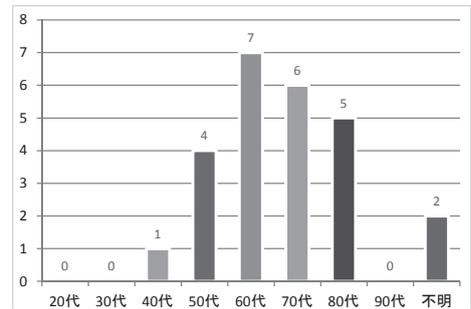
■性別

相談者	男性	女性	不明	計
1 長野市会場	2	0		2
2 飯山市会場	1	0		1
3 上田市会場	2	0		2
4 佐久市会場	2	0		2
5 諏訪市会場	2	1		3
6 伊那市会場	2	2		4
7 飯田市会場	2	5		7
8 松本市会場	0	3		3
9 木曾町会場	0	1		1
10 大町市会場	0	0		0
合 計	13	12	0	25



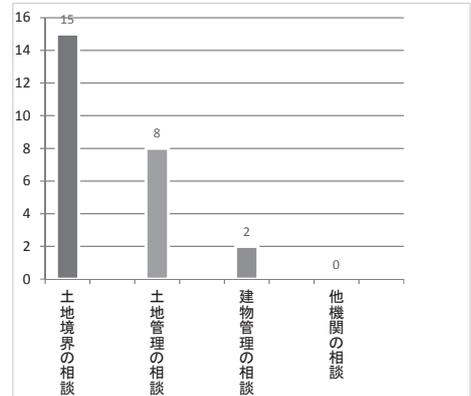
■年齢

年 代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	計
1 長野市会場						1			1	2
2 飯山市会場							1			1
3 上田市会場						2				2
4 佐久市会場					2					2
5 諏訪市会場					1	1	1			3
6 伊那市会場			1	2					1	4
7 飯田市会場				1	4	1	1			7
8 松本市会場				1		1	1			3
9 木曾町会場							1			1
10 大町市会場										0
合 計	0	0	1	4	7	6	5	0	2	25



■相談内容

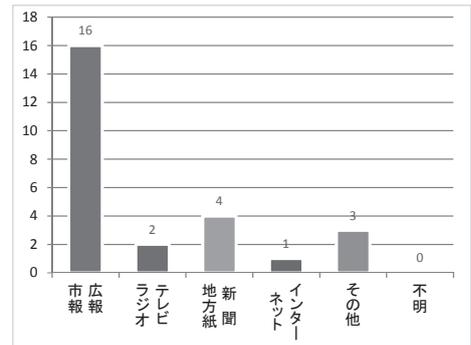
会場別	相談内容	土地境界問題 に対する相談	土地管理に 対する相談	建物管理に 対する相談	他機関該当と 思われる相談	相談件数合計
1 長野市会場		1	1			2
2 飯山市会場				1		1
3 上田市会場		1	1			2
4 佐久市会場		1	1			2
5 諏訪市会場		1	1	1		3
6 伊那市会場		4				4
7 飯田市会場		4	3			7
8 松本市会場		2	1			3
9 木曾町会場		1				1
10 大町市会場						0
合 計		15	8	2	0	25



■認知手段

* 複数回答あり

広告	広報 市報	テレビ ラジオ	新聞 地方紙	インター ネット	その他	不明	計
1 長野市会場				1	1		2
2 飯山市会場	1						1
3 上田市会場	2						2
4 佐久市会場	1	1			1		3
5 諏訪市会場	3						3
6 伊那市会場	3				1		4
7 飯田市会場	5	1	1				7
8 松本市会場			3				3
9 木曾町会場	1						1
10 大町市会場							0
総 合 計	16	2	4	1	3	0	26



茨城会の出前授業の視察報告

副会長（社会事業部担当） 中 塚 憲

自らの知名度の向上と会員減少への対策は、土地家屋調査士全体の課題となっております。当会においても広報部、社会事業部を中心に取組みを進めているところで、「教育に関わる」旨を事業計画大綱に掲げ、長期的な視点での活動として、今年度は松本の「楽市楽座」への参加、長野のキッズサイエンスへの参加、役員による中学生の職場体験学習の受入れ、信州大学法経学部での出前講座などの事業を行ってきました。また出前授業・出張講座の依頼などに会員が積極的に応じ、また参加できるように、行なった講座などの内容やノウハウを蓄積しマニュアル状にまとめる、ソフトの面の充実も図っています。

同じ関東ブロックの中でも、静岡会と茨城会で高校での出前授業を行っているという情報に接し、今回はいくつかの関プロ他会とともに、平成30年9月13日茨城の水戸工業高校へ視察に行ってきましたので、報告します。

（以上リード文）

茨城の県都水戸までは「あずさ」と「ときわ」を乗り継ぎ、茅野からは約4時間。県立水戸工業高等学校は、黄門様の像のある水戸駅から3キロほど離れた吉田町の広大な敷地にあり、出前授業はその土木科の生徒を対象に、午後の授業全部を使い行われました。

最初は2人に1台のパソコンが割り当てられた実習室で座学、次いで屋外で測量の実習、また教室に戻り感想等を話し合うという流れで、

講師は茨城会の若手3人が中心となり、同じく若い会員10人ほどが務めていました。

挨拶、講師の会員の自己紹介、土地家屋調査士を紹介するVTRを視聴、土地家屋調査士の資格や仕事、登記制度の説明などの後、屋外で実習に入りました。実習は、土地家屋調査士の専門分野の逆打ちで地面に図形を描くというもの。班分けされた生徒のグループに1～2人の会員が付き指導するやり方で進められました。

もともと水戸工業高校土木科にはセオドライトやレベルの測量からGPS測量まで行うカリキュラムがあり、高校生ものづくりコンテストの測量部門で全国大会に出るほどの実力校で（トータルステーションが班の数だけぞろぞろ出てきたのには、正直驚かされました）、測量は慣れているとはいえ、さすがに逆打ち・復元測量はあまり経験がないのか、最初はポールへの指示をどう出しているのか、距離の長短をどう伝えるのか戸惑いもあったようですが、グループ担当の土地家屋調査士の良きアシストを得て、15分も経てばスピードも上がり、時間内に全ての班が図形を描くことができました。真面目に、でもそこは高校生、ワイワイガヤガヤ、実に楽しそうでした。

実習の最後には、講師会員によるドローンの実演、GNSSを活用した最新技法の解説もあり、相当お得な講座となっていました。

片付けの後、再び教室で、まずはドローンを使った実際の測量成果を見たあと、今日の実習の感想を聞き、その感想にそって、講師土地家

屋調査士から「逆打ちで自分の意図をどう相手に伝えるか」に始まる、社会人としてのコミュニケーションのヒントに関する話、また別の水戸工業高校OBの会員からは「土地家屋調査士になった経緯といまの仕事のやり甲斐」について、先輩の生の経験談がなされました。社会というものが、小中学生に比べより身近な高校生には、こういう講義もあって然るべきと感じました。どれだけ高校生に届いたかはわかりませんが、一つの経験となって人生の選択肢を広げてくれれば、嬉しく思います。

また、この出前授業は、終始土地家屋調査士が進行し、高校の先生は始めと終わりの挨拶に

登壇するだけで、講義内容も一任されているようで、学校と土地家屋調査士の打合せの綿密さと信頼関係の強さも感じました。聞くところによれば、講師も務めた同高校OBの会員が、高校時代の恩師に話をしたのがきっかけとなった由、全県下の工業高校で多年にわたり出前授業を展開する静岡会も、端緒はOBが開いたそうです。師弟関係が高等学校の門を開く唯一の鍵とも聞きました。長野会でも高校生へのPRを企図しているところ、当会の会員方にご協力いただくことも今後はあるでしょう。その節には是非よろしくとお願いいたしまして、報告を終わりとします。



**政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします**

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 上原兼雄
〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2
電話 026-232-4566
FAX 026-232-4601

ハンドブック作成事業について

社会事業部長 田口正幸

社会事業部では、平成30年度のメイン事業の一つとして、登記、測量に関するハンドブックを作成しました。

本事業は、官公庁の境界立会担当者に立会時の手引きとして使用できる参考図書があれば、より私たち土地家屋調査士の業務が理解され、効率的になるのではないかとこの思いで年度当初より計画してきました。

社会事業部にて試行錯誤のうえ、立会の現場に携帯し利用できる測量に重きを置いた手帳版のハンドブックと、登記制度、公図又は地図、地積測量図、法務局の変遷を分かり易くまとめた冊子版のハンドブックの二本立てで発行しました。

手帳版のハンドブックは、立会の場で利用できるような作り込みにしてあります。測量図等の資料があった場合のその当時どのような手法で測量がなされていたのか、また公差はどれくらいなのかをその場で調べることが出来ます。他にも、立会人との対応の中で質問された場合にも役立つ知識が詰まったものとなっています。

このハンドブックは、各建設事務所及び市町村に配布する予定です。また、長野会の会員の皆様の手元にもお届けいたしますので是非、目を通していただき日々の業務に役立てていただきたいと思っています。

また、冊子版のハンドブックは、専門家に限らず一般の方々にも分かり易く興味を持っていただけるよう考慮して作成しました。簡易版といっても部会にて色々調べていくうちに私自身

多くの発見がありました。我々、土地家屋調査士にとっても新たな知識の積み上げができるものになっていると思います。

こちらは、官公庁、会員にも配布いたしますが、広報用の冊子としても利用できるように心がけました。

以上のように様々な思いを込めて作成してきた2つのハンドブックが、多くの場面で利用されることで、土地家屋調査士に対する理解が深まり、よりスムーズに日々の業務がなされる一助になることを願っております。

最後に、今回のハンドブック作成事業にご尽力いただいた社会事業部のメンバーに心より感謝いたします。



信州大学経法学部「契約法務実習」の講義を担当して

業務研修部 清 住 利 男

去る、平成30年11月15日 信州大学経法学部・山代准教授が担当されている不動産（土地）売買に関する契約法務実習において、私：清住と三原理事が実習を担当して講義を行って参りました。

今回の実習の講師依頼については、同年7月18日、同学部において三原理事が担当した「現代職業論」（現代の産業・社会事情）の講義がきっかけであり、土地家屋調査士の業務の中で、大学のカリキュラムに合う事例に付き講義の依頼が来た形で、正直なところ、こんなにも早いタイミングで講師の依頼が来るとは思わず、大変、驚くと共に最初の試みであった三原理事が行った講義の反響が大きかったと、改めて実感をいたしました。以下に簡単ではありますが、講義の際の様子を皆様にご報告させていただきます。

山代先生からの今回の実習における講義内容の具体的なリクエストは、「不動産売買に係る土地家屋調査士の職務の1つである測量に関して、教えていただきたい。」と言うものでした。この依頼を受け、私と三原理事は「ただの測量実習だけではあまり印象に残らないだろう。」と考え、様々思慮を巡らし、不動産売買の際によく目にする地積測量図の説明と測量実習を行いながら、地積測量図の作成過程について学生の皆さんに体験していただくことにしました。

講義予定日の1週間前には、講義の準備とし

て経法学部の校舎前の中庭にある植栽の周囲に設置されている構造物を、今回分筆を行う土地に見立てて三原理事と測量を行いました。その架空の土地は平成5年ごろ分筆がされ法務局に地積測量図が備え付けられているという設定で、今回その土地を新たに分筆する旨の依頼を受けたと言うシナリオで測量実習を行うことにしました。

講義の当日は、本会より松本会長、田口社会事業部長、前回の三原理事の講義の実現に尽力していただいた同学部の卒業生でもある、三重会の杉村調査士も駆け付けていただき講義が始まりました。今回の実習の履修生は5名と少ない人数でしたが、その分距離感がなく1対1に近い感覚で、学生の皆さんに講義が出来たと思います。最初の前半30分は実習室の中で講義を行い、私の方から地積測量図を作成するケースはどのような場合なのか、その場合どのような登記をするのか、また地積測量図にはどのような情報が盛り込まれているのかを説明、また三原理事にも公共座標の概念に付き説明をしていただき、前半となる実習室での講義を終了しました。

後半1時間は屋外での測量実習です。最初に最先端の測量機器を学生さんにも見てもらうため三原理事がGPSを使い、事前に設置しておいた器械点を探すデモンストレーションを行いました。無事に器械点も見つかり、次は予定していたシナリオ通り、法務局より取り寄せた平成

5年作成の地積測量図を元に現地踏査から既設杭の確認を行い、立ち合いは無事終了している設定の状態から、既存杭の測量、分筆点の設置作業を実際に学生の皆さんに、器械操作、ミラーマンの二組に分かれてもらい体験していただきました。分筆点の杭設置が終了した段階で、事前に作成しておいた平成30年作成の新たな地積測量図を元に設置した分筆点に間違いはないか、実際テープを当てて点間距離の検査を行い、作業を終了しました。私たちにとっては普段行っている業務をコンパクトにまとめた形で紹介したにすぎませんが、学生の皆さんにはとても新鮮で、新たな体験が出来たことに感動された様子で、土地家屋調査士の仕事の実態を肌で感じ

ていただけたと思います。学生の一人が「普段道路で見かける黄色い器械をいじっているおじさんが何をしているか、今日やっと謎が解けて本当に良かったです。」と感想を述べていたのが印象的でした。

講義を終えて、学生の皆さんの笑顔に充実感と喜びを感じましたが、その反面、土地家屋調査士に対する認識はまだまだ低いという実態を改めて認識するとともに、地道ではありますが、このような出前講座を事あるごとに実践していくしかないと感じました。またこのような講義のオファーが来ることを強く願い、私からの報告を終了させていただきます。



楽市楽座に参加して

松本支部長 石田知之

平成30年10月13日、14日第29回楽市楽座に長野県土地家屋調査士会が参加する事になり開催地である松本支部もお手伝わせて頂きました。

県内外の各市町村団体、企業が特産物の販売観光PR及び芸能などのイベントを行い、人と人とのふれあいの広場を創出し、県民意識の高揚を図る目的に開催されました。

両日は穏やかな小春日和で、どのブースにも人だかりができ、盛況ぶりが伺われました。

地元産の野菜、地酒、ワインを始め、姉妹都市・交流都市である、愛媛県西予市、岐阜県高山市、山形県、ソルトレイクシティ他観光協会による観光PRと物産販売、芸能ではクラシックの演奏、和太鼓、健康体操、早見優のトークライブなど多彩なイベントを行っていました。

早見優のライブは、休憩時間に行きました。中学生の頃テレビ、ラジオのベストテン番組で見聴きしていた頃を懐かしく思いました。

昼食は山形県の名物蒟蒻玉と芋煮を食し、せっかく来たのだからと思い、短い休憩時間に他のブースを見て回りました。

さて調査士会は「道路で機械をのぞいている人は何をやっているの？」～最新の測量機械を使って宝物を探そう～をテーマに親子で逆トラをしてもらい宝探しをする内容でした。

TSを4台設置し親が機械を操作し、子供がミラーを持って親の出す指示で前後左右動き回り、お宝をゲットする作業でした。

私の機械は自動追尾型で機械は置いたままでタブレットを操作しながら親と子供と一緒に

なって探しました。

とりあえず適当にミラーを置き観測すると、25m後ろと指示が出るが、距離の検討が付かず右往左往し、ようやく探し当てると「あった！」と歓喜が上がり、親子共々楽しんでいました。

中々距離が縮まらずその内厭きてくると、タブレットに興味を持ち始め、お父さんに「タブレットがやりたい」とせがむが操作にハマッてしまったお父さんは「だめ」の一言、子供はすねてしまうが、段々と近づいてくると再びお宝に気が移りとうとう見付け出すとタブレットの事はすっかり忘れていました。

(子供って・・・面倒くさい)

参加された方で土地について相談されてくる方、「小学校の課外授業でやったら良いね」と意見をくださる方、今回のイベントへの参加は土地家屋調査士がより身近な存在になるきっかけの一つになったと思います。

10万人以上が来場するイベントで、初日78組2日目108組計186組の参加者があり、4台の機械ではきつかったです。

この企画に携わった皆様大変お疲れ様でした。

長野高専キッズサイエンス2018出展報告

長野支部 北 條 誠 治

平成30年11月3日文化の日、長野高専キッズサイエンスに、長野支部より11名、ライカジオシステムズ株式会社様より1名の計12名にて参加しました。開催チラシは、長野市、千曲市、須坂市、飯山市の各小学校に計27,200枚配布され、会場全体の来場者は1,643名であったそうです。

調査士会の参加は2015年から4回目となります。今年は、シンデレラ城とスプラッシュマウンテンの登記簿と建物図面などで会場を飾り付けました。10時の開始時刻を前に家族連れの列ができ、午前の予約がほぼすべて入る光景には、初めて調査士会ブースとして知られてきた実感がありました。その後も途切れることなく足を

運んでいただき、80個用意した宝探しの景品は午後3時に参加者に行き渡りました。

3年連続の来場ですという親子や、将来測量をやってみたいと言う小6男子、平板体験を2回した女子中学生など、それぞれに楽しんでもらえたと思います。会場アンケートでは、楽しかったテーマで8割を超え、体験したかったテーマで宝探し35名、平板20名の回答がありました。

子供たちに興味を持ってもらうこと、また、保護者が境界立会などで出会う土地家屋調査士を身近に感じてもらえることにもつながるイベント参加であると思います。



支部だより

平成30年度長野支部活動について

長野支部長 関谷 秀明

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

支部活動を行うためには資源が必要です。ここでいう資源とはエネルギーといえますかやる気のようなものです。有限です。

私としては一番資源を費やしたのは秋の研修会と本会によるキッズサイエンス参加への協力でした。ここまでに9割使った感覚です。従って、後の1割で任期を終わらせなければなりません。右にならえで前年度を踏襲しています。エコ運転です。

もちろん担当理事さんについて一番資源を費やしたのはその担当したこと、例えば広報や無料相談会になるでしょう。

支部理事さんを含めて長野支部として考えますとダントツの1位はキッズサイエンスです。♪子供は喜び庭かけまわり... (←雪やこんこの替え歌) とよい宣伝となりますがやる人は大変です。完璧に体育会系イベントです。これについては別枠で一番苦勞された担当者からの報告がありますのでぜひお読みいただき、次は我が身と心の準備をしてください。

以下、活動を箇条書きしてみます。

i. 相談会

総務省が行う一日行政相談会

法務局主催の休日相談会

本会の無料相談会

長野支部無料相談会 奇数月の最終月曜日

ii. 長野市役所監理課様との協議会 (名称: 境界問題連絡協議会)

2月に意見交換会を予定しています。

長野市役所資産税課様との協議会

iii. 本会のキッズサイエンス参加への協力

11月3日(土)長野高専にて開催。

iv. 研修会

9月21日(金)合同研修会(合同とは長野地区との合同をいいます。以下同様)

会場:メトロポリタン長野

研修内容:心理系の研修

講師:放送大学客員教授

金高茂昭先生(臨床心理士)

公開研修会でした。

平成31年2月5日(火)北信地区研修会、合同新年会 犀北館で行います。

研修内容

本会からの伝達研修

平成31年4月26日(金)研修会・定時総会 犀北館

研修内容 未定

v. 合同旅行

今年は長野支部が主となりました。自衛隊の見学をしました。

vi. 5士業連絡協議会(行政書士、社会保険

労務士、税理士、司法書士、土地家屋調査士) 年1回を予定。

vii. 長野市道等掘削調整会議 年2回

viii. 長野市空家等対策計画策定協議会
相談会 年4回

ix. 緊急連絡訓練の実施 だいぶなれてきた
と思います。

x. プチ研修会を2回予定

その他

長野地方法務局による14条地図作成業務が長野市吉田で行われています。

2年目作業は、官地の地積測量図納品準備、1年目作業は基準点の観測を行っています。

支部長初夢雑感

飯山支部長 海野正寿

新年あけましておめでとうございます。

こちらは年末にまとまって降った雪がまだ20cmは残っておりますが、それでも例年に比べ少ないようです。これから暫く中野飯山地区では雪と凍土の現場との戦いとなりますが振り返れば開業以来30余年、格闘しながら乗り越えてきた当たり前の冬の正月風景です。

いつのまにか齢を重ね、当たり前の日常がかけがえないものと感じられる今日この頃です。

支部長として任期を満了するにあたり二年間を振りかえって反省と願望(初夢)をこめて支部を紹介したいと思います。

この二年間に当支部では物故者退会者がそれぞれ1名あり総勢13名となりました。会員の高齢化もあり、このままいけば**10年後は半減**するのが予想されます。会員減少対策として主に二つのことを重点に心がけました。

ひとつは**広報の強化**です。地元の土地家屋調査士としての仕事と実績を広く行政や地域住民に理解してもらうことは業務の獲得のみならず、将来の**会員拡大**に繋がるはずで

私たちの仕事は不動産開発や取引の裏方であり地味で黒子的存在であるうえ個人の広告宣伝が制限されていることもあり広報宣伝には消極的でした。また実務中は作業に集中するため境界標は見ても自分たちを客観視し記録する余裕がないのが実情です。そのためか永らく支部独自の広報手段は地元紙に掲載する年賀と暑中見舞いの儀礼的広告のみでした。

衆目を集めるパフォーマンスではなくとも地味ながら紛争防止に貢献している普段の会員の姿を知ってもらいたい。そんな思いから思い切って昨年より儀礼広告を廃し、広報部を充実させて**支部ホームページ**を立ち上げ自ら情報発信することとしました。自らを客観視し整理分析することは有益と思いますが情報発信となると当初考えた以上に責任と緊張が伴います。構想一年余、現在まだ試作段階でして維持管理や個人情報等検討すべきことはありますがいずれ公開を目標にしています。



(支部HP設置構想中)

一昨年中野市では地元の公嘱社員が中心となり市街地の地図混乱解消のための地図作成業務(中野市発注 公嘱協会受託)を実施し成果について国土調査法19条5項指定を受け、昨年法務局に新地図が備わりました。これはおそらく県下初の事業であり誇って良いことと自負しています。

本年も更に継続して同様の地図作成業務を実施中です。

付帯業務で設置した2級基準点のうち地元の南宮中学敷地内の基準点には地図づくりのための基準点であることを示した啓発看板をたてました。

新築された中野市庁舎には地元の立志館高校測量科生徒と協働し基準点モニュメントを再設置することも計画しています。



中野市新庁舎

地図作成の測量中には地元調査士と顔見知りの地権者宅前でお茶と手作り煮物のおもてなしを受ける一幕も。

地元の土地家屋調査士が専門家としてこの業務に関わり、地域コミュニティに溶け込み住民の相談に乗りながら協力して地図づくりから相続登記の推進、合筆、地目変更、地積更正登記まで実施することは我々の存在意義そのものであり社会貢献活動といえましょう。これらの実績を広くできる限りリアルタイムで生の情報として広報できれば良かったのですが、今後HPで公開したいと考えています。

重点目標のもうひとつは会員互助と円滑なコミュニケーション。

誰も時を止めることはできず高齢化に抗えませんが、それを甘んじて受け入れるとしても

先輩方は培った経験と技術を後輩に残し託していただきたい。後輩はそれを生きた教材とし、



中野市旧庁舎前に設置されていた基準点モニュメント

最新の情報を先輩に伝えていく。テキストやマニュアル本では伝えられないものがあります。(当支部では若手会員によるサポート体制をとりオンライン申請率100%を宣言しています)

こんなときどうする?今さら聞けないあんなこと・・・など信頼と協力の人間関係があつてこそ。これらも定期的に実施している研修会、



親睦の会や旅行のほか構想中のHP上での会員交流の場を活用して情報交換していきたいと考えています。

小さな支部だからこそできるフットワークの良さと会員交流を大切にしている飯山支部を今年もよろしくお祈いします。



支部研修旅行2018.11.9 伊能忠敬記念館にて

初めての試み

上田支部長 田中芳徳

上田支部長としての任期も後僅かとなりましたが、昨年の11月28日に、上田支部としては初めての試みとしまして、会員の情報交換及び親睦を深めるため忘年会を始めて開催し、多数の支部会員が参加していただきました。

又、上田支部の大御所であります若林直之会員の送別会(退会)を兼ねることになり、支部会員としてとても寂しい気持ちでもあります。

若林先生は45年8ヶ月の長きにわたり、土地家屋調査士として会のためにご尽力いただき私たち上田支部会員の誇りであります。

私たちも後に続き、不動産の表示に関する登記手続きの円滑な実施に資し、国民の権利の明確化に寄与できるよう努力することをあらためて誓い、別れの寂しさの中にも楽しいひと時が過ごせました。

上田支部では2年に一度研修旅行を計画し実行してまいりましたが、昨今は役員のみでの研修旅行になりがちであったところ、本年は日帰りではありますが、日本の国技である大相撲初場所が枡A席で観戦できる事になり、4枡手配し16名の参加が1月23日予定されました。大勢の会員の皆様の参加であり久しぶりに盛り上がりそうです。

後日報告をしたいと思います。

本年もよろしくお祈い致します。



この鼻たらし小僧

佐久支部 佐藤 芳 男

今から60年くらい昔、調査士になりたてのホヤホヤのかけだし時代、A氏及びB氏より筆界調査の依頼を受けA氏の土地とB氏の土地の調査をしました。両土地の周囲を広範囲に測量し、ようやく土地台帳附属地図作成当時のままの不動点を見つけ、その点を基準として両土地の筆界点を測定し、仮杭を打ち両者の立会いを求めたところ、私が仮杭を指差し、このあたりにきますと言うやいなや、A氏が大声で「この鼻たらし小僧、どこを見て測量しているだ」との悪態。続いて両氏の大声で「おめが境を追ったんだ」「いや、おめが追ったんだ」と互いに位置の違いと正当性を主張し、だんだん声が大きくなり、今にも掴み合いになりそうになったので、私が「喧嘩はやめな」と一言言うやいなや、A氏がとっさに「このバカ野郎、喧嘩とは何だ」と怒鳴りました。その一言でB氏は何も言わず、勝手に帰ってしまい、調査はそのまま終了。その後、かかった報酬を請求したが、「頼んだ仕事が終わってないじゃないか」の一点張りで、一銭の支払いも受けられなかった苦い経験でした。

この頃、その土地について、B氏の孫より分筆登記の依頼があり、前回、問題となったA氏の土地との筆界確認が必要となり、A氏の土地も相続人よりA氏の孫の所有となっており、立会いを求めることになりました。

前回の大失敗と苦い経験があるので、立会い資料も公図、測量図、国土調査の調査素図、基準点抄写簿、座標値による面積計算簿等の他、A氏の孫の人柄、近所づきあい及び勤め先の様子等を聞き、またB氏の孫には土地確認等で確認が得られず分筆登記が出来なくても、それまでにかかった報酬はいただきますとの確約をとり、万全をきして立会いを実施しました。

当日、立会ったA氏の孫は、私の現場での説明をろくに聞かず、苦勞して作った資料も見ず、仮杭の筆界点を見て「これで、良いよ これ、良いよ」「はんこ持って来たが、どこへ押すだい」との一言、そして「おらあ、この畑は近所の畑の手前、草を生やして迷惑にならないように心から耕しているんだ」と

そして「誰か、何か作るようなら作っとくなんし」と

気分転換に海外へ

諏訪支部 高 林 智 洋

日々の業務のことを忘れ、気分転換をするために海外へ行きました。

早速現れたのが、このような建物。
登記できる？何階建？建物の種類は？

いやいや、こんなことを考えるために海外に来た訳ではない。ここには気分転換にならないので、次の場所へ。





しかし、次の場所でも考えることは同じ。登記できる？何階建？建物の種類は？

いやいや、こんなことを考えるために海外に来た訳ではない。次の場所では気分転換をしなければと思い、次の場所へ。



しかし、次の場所でも考えることはまた同じ。登記できる？何階建？建物の種類は？

今回の旅行で、わかったことは、海外に来て気分転換にならないということでした。

上記の建物のように、事務所の経営が傾かないようにこれからも頑張りたいと思います。

そして、下記の建物のような立派な土地家屋調査士になれるよう、これからも頑張りたいと思います。



蕎麦打ち体験

伊那支部 大住英昭

私たち伊那支部では、毎年1回、司法書士会伊那支部の皆さんと一緒に、合同レクリエーションを行っております。

平成30年度は、私も企画の段階から関わらせていただき、平成30年10月27日、伊那市の「みはらしファーム」において、蕎麦打ち体験を行いました。

これまでの合同レクでは、蕎麦打ち体験を企画したことがなかったため、参加者があまりに

も少なかったらどうしようという心配もありましたが、当日は30人ほどの参加があり、活気のある雰囲気で開催することができました。

参加者の中には、これまでに蕎麦打ちの体験をしたことがある会員や、蕎麦打ちの道具を持っているという会員までおり、蕎麦打ちにはなかなか侮れない魅力があるようです。

体験は、6グループに分かれ、講師の方からマイクで説明を受けながら、グループごとに共

同作業で進めていきました。

蕎麦を打つということは、本当はとても奥の深い作業なのですが、講師の方の軽妙な語り口に乗せられて、次々と作業を進めていくことができました。

蕎麦粉に水を入れて混ぜていると、次第に全体が一つの塊になってゆき、よく練った後、その塊を麺棒で薄い生地になるように伸ばしていきます。

講師の方の実演を見ていると同じようにできそうなのですが、力加減やリズムが難しく、なかなか思うようにできませんでした。

それでも、包丁による刻みまで終えた時には、自分で蕎麦を打った満足感が得られ、感慨深いものがありました。

そして、すぐに蕎麦を茹でて、その場でいただきました。

自分で打った蕎麦は、お店で出てくるような見た目の良い蕎麦ではなかったですが、とても美味しく、自分で蕎麦を打ってその場でいただくという体験はとても楽しく、充実した時間を過ごすことができました。

会員の皆さん、蕎麦打ち体験、お勧めですよ。



飯田支部研修会報告

飯田支部 日置善隆

飯田支部では毎年、年度始めに支部研修委員会において研修内容を決定し支部研修委員が講師となって研修会を行っております。

昨年10月10日に行われた研修会では「基準点を使用するの公図合わせについて考える」をテーマに研鑽致しました。

聞いた事がある方もいらっしゃると思いますが、ある測量会社ではGPS測量等の基準点からの測量を行い、法務局備え付けの公図（法14条地図）をインターネットで取り、座標棒（グリット）で合わせて読み取り、その点を現地に境界杭として設置する作業をしている測量会社があるようです。

現地の誤差内に杭があっても、昔から変わっていない石積があっても拾った公図点を現地に落

し、立会いをしていると聞いた事があります。これで良いのでしょうか？

基準点を使用して測量し、公図上で拾えば大丈夫なんて、土地家屋調査士であれば決して思わないはずです。

そこで今回の支部研修会では、土地家屋調査士が知っておかなければならない事、注意しなければならない事を確認する意味での研修会を行いました。

まずは資料調査である「地図・地積測量図」について、地図の種類・年代毎による精度等について、地積測量図の変遷や精度を研修委員から説明を受け再確認しました。

又、実際に国土調査に携わった事のある会員さんより、作業の行い方や測量・公図の誤差等

の考えをお聞きする事が出来ました。

続いて基本測量である基準点について、基準点の種類・作成された経緯・使用する基準点のメリット・デメリットについて考えてみました。

不動産登記規則77条1項8号では「基本三角点等に基づく成果による座標値」となっていますが、基本三角点等とはどのようなものかを確認しました。(不動産登記規則第10条3項)

又、境界点を決定するのに一番大切である「筆界」についての再確認を行いました。

実際の業務では各土地家屋調査士さんは、上記の事を理解した上で測量し、公図(法14条地図)との合わせ(整合)を行っていると思います。

皆さんそれぞれの考えや注意している事等を共有したいと考え、お聞きする予定でしたが残念ながら時間がなく意見交換までは出来ませんでした。

調査実施要領の中の第8条 会員相互の協調が規定されています。

第8条 会員間においては、自己の行った調査・測量の成果等に関して他の会員から照会があった場合には、できる限り互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について協力するものとする。

と規定されています。

自己が測量した何年後かに、その合わせ等について聞かれる場合があると思います。

そんな時に自信を持って説明し、協力出来るようにしておかなければなりません。

今回の支部研修会ではテーマである「基準点を使用しての公図合わせ」を行うのに必要な基礎知識の再確認が出来たと思います。

講師になって頂いた支部研修委員の皆さん大変有難うございました。

以上で支部研修会の報告と致します。

「信州青年土地家屋調査士会」発足のご報告

長野支部 本保雅規

数年前から有志数名で「全国青年土地家屋調査士大会」に参加しています。全国を見れば青調会として非常に活発に活動をしている県も多くあり、熱い志を持った仲間達に刺激を受けてきました。

そして、長野でも平成30年10月6日「信州青年土地家屋調査士会」(信州青調会)の設立総会を開催しました。来賓として神奈川青調会から田村佳章代表と大竹正晃様、長野県土地家屋調査士会から松本誠吾会長にも出席して頂きました。当初会名は「長野青調会」の予定でしたが議事中に「信州青調会」の方が良いのでは?との意見もあり、満場一致で「信州青調会」と決定し、初代代表には長野での青調会発足に長年尽力してきた猪飼健一氏が就任致しました。(正式には代表代理)記念講演として田村様からは「外国人遊歩規定測量の研究成果」と題した貴重なお話をして頂きました。

また、設立総会に引続き研修会も開催しまし

た。最近非常に興味がある「ドローン研修」です。講師はお世話になりっぱなしの神奈川青調会代表、田村佳章先生。始めにドローンについての規則や機材についての説明を受けてから、実際にドローンを操縦させて頂きました。安定した飛行性能には参加者全員驚かされました。最後に田村先生自らの操縦で、ドローンを使った航空測量の実演をして頂きました。今後、ドローン測量も必修になって来るのでしょうか?益々興味が湧いてきました。

長野では、まだまだ馴染みのない青調会ですが、活発な活動を心がけていく予定です。概ね50歳以下、若しくは開業10年未満の会員が対象ですが、それ以外の方々も賛助会員として入会できます。興味のある長野県の調査士の皆様(県外及び調査士以外の方も大歓迎)、随時会員を募集していますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。



関フロ親睦ゴルフ大会報告

大町支部 郷 津 直 文

平成30年10月22日長岡市にある長岡カントリー倶楽部にて、関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会が行われました。総勢104名の参加者があり、長野会からも私を含めて9名の参加がありました。実は私はこのゴルフ大会は初めての参加でありまして、まだまだ経験不足の私が参加して良いものかどうか迷いましたが、何事も経験の内と考え参加を決意いたしました。

前日には長岡グランドホテルにて前夜祭が行われ、多くの方が参加し新潟の料理と共に名産の日本酒を堪能し楽しい時間を過ごしました。

長岡カントリー倶楽部は昭和41年に開場され、プロの大会が行われることもある名門ゴルフコースということもあり、私には非常に難しい

コースでしたが、ゴルフ当日は前日から続くお天気にも恵まれ、雨に降られることもなく心地よくプレーすることができました。

結果は散々たることになってしまいましたが、運良く飛び賞をいただき、家で待つ家族にも手土産を作ることができて良かったです。

同組にてプレーしていただいた飯田支部の日置先生、地元新潟の日本先生、群馬会の蟻川先生におかれましては、お付き合いいただきましてありがとうございます。

次回は千葉での開催ということで今回の結果を反省し、一つでもスコアを伸ばせるよう練習し次回も参加したいと考えております。



第31回詰将棋の解答

【第1図】より…

- 1手：▲1二飛 2手：△同 玉
- 3手：▲1一桂成 4手：△同 玉
- 5手：▲1二香 6手：△同 玉
- 7手：▲2一銀 8手：△同 馬
- 9手：▲1三香 【第2図】

【第2図は▲1三香まで】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
九								歩		一
八									王	二
七							馬		香	三
六								香	歩	四
五										五
四										六
三										七
二										八
一										九

▲ 先手
△ なし

編集後記

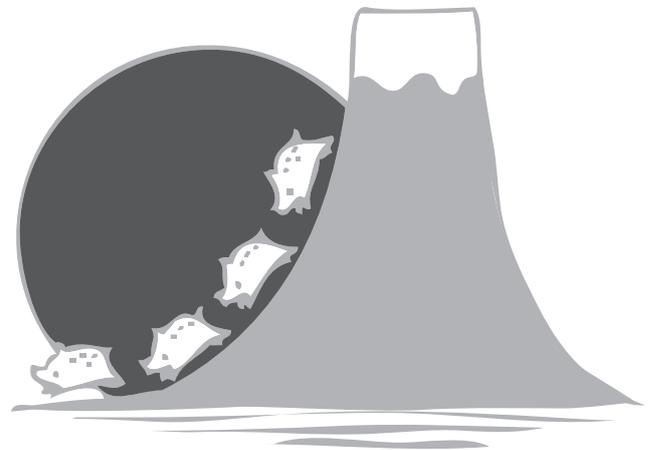
新年あけましておめでとうございます、会報ながのをご愛読いただきありがとうございます、本年もどうぞよろしくお願いたします。

今年は天皇陛下が退位され、平成が終わり新しい年号に変わる特別な年と言えるでしょう。これを機会に自分自身の人生をもう一度、見つめ直してみたいと思います。一口に人生と言っても、それは一日の連続であり、毎日の積み重ねです。明日の時間を自由にすることも、昨日

の時間を自由にすることもできません、自由にできる時間は今だけです。また、一日は24時間で、一日の時間を引き延ばすこともできません。しかし、この一日の質を変えることにより未来を変えることはできます。

それぞれ自分自身にとって、今日を大切に生き、明るい未来に向かって、すこしでも前進できるように、お互い努力し、頑張りましょう。

編集委員 梨本豊水



会報ながの第205号

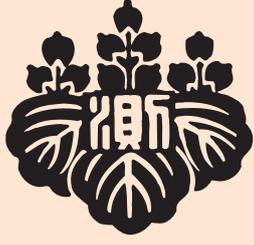
平成31年2月27日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 松本誠吾

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399番地2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <https://www.nagano-chosashi.org/>
E-Mail naganolb@nagano-chosashi.org



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO